

⑨重要事項説明書

1. 名称及び所在地	確認欄
○名称 : 高松南保育園 ○所在地 : 高松市寺井町字片吹 453 番 1	/
2. 施設の目的及び運営方針	
○ 目 的 (児童福祉法 39 条) ・ 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする。 ・ 前項の規定にかかわらず、特に必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。 ○ 運営方針 (保育所保育指針) (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ち、 生命の保持及び情緒の安定を図ること。 (2) 健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を養うこと。 (3) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、 自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。 (4) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを養うこと。 (5) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとする など、言葉の豊かさを養うこと。 (6) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。	□
3. 保育の内容	
・ 園訓 「やさしく つよく たくましく」 ・ 保育目標 「幸せに生きる力の根っこ」の育成を目指し、豊かな体験と心地よい人との関係の中で ・ 基本的生活習慣を身につける。 ・ 人と関わる力を大切にする。 ・ 遊びの中で驚きや発見を大切にし、学びの芽を育てる。 ・ 人として社会で生活していくために必要な人格の育成に努める。	□
4. 職員の職種、職員数及び職務の内容	
(1) 園長 1 名 上司の命を受けて園務を掌理し、所属職員を指揮監督します。 (2) 保育士等 若干名 児童の保育について、その計画立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うと共に、保護者の子育てに関する支援を行います。 (3) 調理員 若干名 献立に基づき、給食及びおやつを調理します。 (4) 医師・歯科医師 (嘱託) 各 1 名 保健管理に関する専門的事項に関し、指導及び助言等に従事します。 (5) 副園長・事務長 若干名 上司の命を受けて園務を掌理し、園運営事務、その他保育事務を行う。	/

<p>説明を行い、同意を得ます。</p> <p>○ 利用の終了（※入所申込書については毎年提出が必要です。）</p> <p>(1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき</p> <p>(2) 保育の必要性の認定基準に該当しなくなったとき</p> <p>(3) 保育所の管理上特に支障があると認めるとき</p>																						
9. 選考の方法																						
<p>利用申込みが、利用定員の区分における年齢ごとに、利用の申込みに係る子どもの数と現に利用している子どもの数の総数が、当該利用定員を超える場合は、高松市の認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭状況により、保育を受ける必要が高いと認められる子どもが、優先的に利用できるよう、選考します。</p>		□																				
10. 緊急時における対応方法及び非常災害・不審者侵入対策																						
<p>○ 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本園には緊急時対応のためのアプリによる連絡を行いますので、アプリは必ず登録するようお願いします。 ・ なお、有事の際は通信が行えずアプリが届かないことが十分に考えられますので災害用伝言ダイヤル「171」を使用して音声を残します。「171-2-087-886-0275」に電話をかけて再生してください。 ・ 保育中に、児童の容態の変化等の緊急事態が生じた場合は、至急保護者が指定した、緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じて、囑託医又は児童の主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合は、乳幼児の身体の安全を優先させ、本園が指定する機関で、しかるべき対処を行いますので、ご了承願います。 <p>○非常災害対策</p>		□																				
<table border="1"> <tr> <td>消防計画作成 (変更)届出書</td> <td>高松南消防署</td> <td>令和元年 11 月 11 日</td> <td>届出</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防火管理者</td> <td colspan="2">園長</td> </tr> <tr> <td>避難訓練</td> <td colspan="3">火災及び地震・不審者侵入等を想定した避難訓練を(月1回)実施します。</td> </tr> <tr> <td>防災設備</td> <td colspan="3">火災報知器・煙感知器・誘導灯・消火器</td> </tr> <tr> <td>避難場所</td> <td>第1避難場所</td> <td>一宮小学校</td> <td>第2避難場所 高松南高校</td> </tr> </table>	消防計画作成 (変更)届出書	高松南消防署	令和元年 11 月 11 日	届出		防火管理者	園長		避難訓練	火災及び地震・不審者侵入等を想定した避難訓練を(月1回)実施します。			防災設備	火災報知器・煙感知器・誘導灯・消火器			避難場所	第1避難場所	一宮小学校	第2避難場所 高松南高校		
消防計画作成 (変更)届出書	高松南消防署	令和元年 11 月 11 日	届出																			
	防火管理者	園長																				
避難訓練	火災及び地震・不審者侵入等を想定した避難訓練を(月1回)実施します。																					
防災設備	火災報知器・煙感知器・誘導灯・消火器																					
避難場所	第1避難場所	一宮小学校	第2避難場所 高松南高校																			
11. 虐待防止のための措置（身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト等）																						
<ul style="list-style-type: none"> ・ いかなる場合にあっても、児童の心身に有害な影響を与える行為を行いません。 ・ 児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うと共に、職員に対する研修の実施、その他必要な措置（通報等）を講じます。 		□																				
12. 苦情解決体制																						
<p>(1) 受付担当者 園長</p> <p>(2) 受付方法 面接・文書・電話などの方法で受け付けます。</p>		□																				
13. 守秘義務及び個人情報の取り扱い																						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしません。 		□																				
14. 情報の提供について																						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者から希望があった際には、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うその他機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供することに同意します。 		□																				

15. その他周知事項		
①慣らし保育は、0,1,2歳児クラスでは3週間程度かかります。子どもの状況によって期間は前後しますが、以前集団保育を経験していても人や過ごす環境の変化は子どもにとって大きな影響を与えるため、3,4,5歳児クラスにおいても1から2週間程度はかかります。		<input type="checkbox"/>
②保育園は集団生活の場ですので、感染症に罹りやすくなります。感染症に罹りながら免疫を獲得します。		<input type="checkbox"/>
③当園では、38℃でお迎えの連絡をしますが、子どもの体調に応じて38℃以下でもお迎えの連絡をする場合があります。		<input type="checkbox"/>
④嘔吐・下痢が24時間以内に2回以上ある場合は、登園せずお休みしてください。また、保育園で2回以上あった場合は、お迎えの連絡をします。		<input type="checkbox"/>
⑤保育園で薬を飲むことは原則できません。病院の医師の指示で朝晩のみの薬の処方がある場合のみ対応します。		<input type="checkbox"/>
⑥保育園では、大勢の子どもたちが遊んでいるのでケガをしたり、けんか（かみつき）をしたりすることがありますが、人間関係の学びの場として受け止めてくださるようお願いいたします。園から相手の方へ状況を伝えて対応させていただきます。		<input type="checkbox"/>
⑦子どもたちの服装について、パーカーや紐が出ているものは着させてこないでください。（遊具に引っかかったり、他の子に引っ張られたりするなど危険があるため）		<input type="checkbox"/>
⑧保育園では大勢の子どもをお預かりしているため、保育士の負担軽減のためロンパースの着用は避けてください。		<input type="checkbox"/>
⑨保育園へのお迎えは、高校生以上から可能としています。		<input type="checkbox"/>
⑩送迎時は、携帯電話での通話等をご遠慮ください。		<input type="checkbox"/>
⑪保育園の北にある寺井団地は、児童の飛び出しなど、事故が発生する箇所が多いので、一時停止や最徐行するなど安全運転に心がけてください。（必要ない場合は、通らないようにして下さい。）		<input type="checkbox"/>
⑫送迎後、駐車場で他の保護者とのお話をご遠慮ください。（他にも車が多く通りますので事故になったり、送迎の車が止められなくなったりするため）		<input type="checkbox"/>
⑬お仕事が休みの時は、4時30分までにお迎えに来てください。		<input type="checkbox"/>
⑭保護者以外の方がお迎えにくる場合は、事前に必ず連絡してください。		<input type="checkbox"/>
⑮保育園の敷地内では、特別の事情を除き（病気や宗教的理由）、濃い色のサングラスは外していただき、刺青・タトゥーは隠してください。なお、園内禁煙です。		<input type="checkbox"/>
⑯保育園では、子どもの友だちの保護者ですので、他の保護者と挨拶を交わしましょう。		<input type="checkbox"/>
⑰保育園を欠席する場合や9時30分以降に登園する場合は、連絡をしてください。		<input type="checkbox"/>
⑱保育料や諸経費集金などは必ず期限までにお支払いください。		<input type="checkbox"/>
⑲アレルギー除去食は提供していますが、アレルギーの状況は成長とともに変化するので、症状が強い場合は3か月、軽い場合は6か月から1年に一度医師の診断を受けてください。		<input type="checkbox"/>
⑳持ち物（服や、紙パンツなども）には必ず名前を書いてください。		<input type="checkbox"/>
㉑土曜日の保育は、両親ともに仕事の場合のみお預かりします。また、祖父母が見られる場合は協力をしてもらってください。		<input type="checkbox"/>

署名欄

署名年月日	令和 年 月 日	保護者氏名	
子どもの生年月日	令和 年 月 日	子どもの名前	